

石川県警察における会計の監査に関する訓令

〔平成16年5月26日〕
石川県警察本部訓令第11号

石川県警察における会計の監査に関する訓令を次のように定める。

石川県警察における会計の監査に関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、石川県警察における会計の監査（以下「会計監査」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会計監査責任者)

第2条 会計監査は、警察本部長（以下「本部長」という。）を会計監査責任者とし、石川県警察本部の課（課に相当する室、所、隊及び警察学校を含む。）及び警察署（以下「所属」という。）に対して行うものとする。

2 会計監査責任者は、その指名する職員（以下「指名職員」という。）に会計監査を行わせることができる。

3 指名職員は、会計監査を行うに当たり、会計監査補助者を置くことができる。

(会計監査実施計画)

第3条 会計監査責任者は、毎年度、会計監査を行うための計画（以下「会計監査実施計画」という。）を作成するものとする。

2 会計監査実施計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 会計監査の重点項目

(2) 会計監査の対象所属

(3) 会計監査の時期

(会計監査実施計画の変更)

第4条 会計監査責任者は、会計監査を効率的に実施するため特に必要があるときは、会計監査実施計画を変更することができる。

(会計監査の実施)

第5条 会計監査責任者は、会計監査実施計画に従い、会計監査を行うものとする。

2 前項に規定するもののほか、会計監査責任者は、石川県警察の会計経理の適正を期するため特に必要があるときは、その都度、速やかに、会計監査を行うものとする。

(説明の要求等)

第6条 指名職員は、会計監査を実施するため必要があるときは、会計監査の対象所属の長に対し、説明若しくは資料の提出を求め、又は指定する日時及び場所に当該所属の職員を出頭させるよう求めることができる。

(会計監査実施上の留意事項)

第7条 指名職員その他会計監査に従事する職員は、会計監査を行うに当たっては、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 正確性、合規性、経済性、効率性及び有効性の観点から行うこと。
- (2) 厳正かつ公平を旨とすること。
- (3) 資料及び情報を十分に収集し、正確な事実の把握に努めること。
- (4) 必要な限度を超えて関係者の業務に支障を及ぼさないよう配慮すること。

(実施状況の報告)

第8条 指名職員は、会計監査終了後、速やかに、その実施状況を会計監査責任者に報告するものとする。

(公安委員会への報告)

第9条 本部長は、毎年4月末日までに、前年度に行った会計監査の実施状況を取りまとめ、石川県公安委員会に報告するものとする。

2 前項に規定する場合のほか、本部長は、特に必要があるときは、速やかに、その実施した会計監査の状況を石川県公安委員会に報告するものとする。

(会計監査の結果に基づく措置)

第10条 会計監査責任者は、会計監査の結果に基づき、会計経理の取扱いの改善等必要な事項を会計監査の対象所属の長に指示するものとする。

2 会計監査責任者は、前項の指示に基づいて講じられた措置の実施の状況について、会計監査の対象所属の長に報告を求めるものとする。

附 則

この訓令は、平成16年6月1日から施行する。